

特許協力条約

PCT

特許性に関する国際予備報告 (特許協力条約第二章)

(法第 12 条、法施行規則第 56 条)
[PCT 36 条及び PCT 規則 70]

REC'D 25 AUG 2005
WIPO PCT

出願人又は代理人 の書類記号 PCT000000228	今後の手続きについては、様式 PCT/IPEA/416 を参照すること。	
国際出願番号 PCT/JP2004/000133	国際出願日 (日.月.年) 09.01.2004	優先日 (日.月.年) 28.07.2003
国際特許分類 (IPC) Int.Cl. ⁷ B05B7/14, G02F1/1339		
出願人 (氏名又は名称) 日清エンジニアリング株式会社		

1. この報告書は、PCT 35 条に基づきこの国際予備審査機関で作成された国際予備審査報告である。
法施行規則第 57 条 (PCT 36 条) の規定に従い送付する。

2. この国際予備審査報告は、この表紙を含めて全部で 5 ページからなる。

3. この報告には次の附属物件も添付されている。

a. 附属書類は全部で _____ ページである。

補正されて、この報告の基礎とされた及び/又はこの国際予備審査機関が認めた訂正を含む明細書、請求の範囲及び/又は図面の用紙 (PCT 規則 70.16 及び実施細則第 607 号参照)

第 I 欄 4. 及び補充欄に示したように、出願時における国際出願の開示の範囲を超えた補正を含むものこの国際予備審査機関が認定した差替え用紙

b. 電子媒体は全部で _____ (電子媒体の種類、数を示す)。
配列表に関する補充欄に示すように、コンピュータ読み取り可能な形式による配列表又は配列表に関連するテーブルを含む。(実施細則第 802 号参照)

4. この国際予備審査報告は、次の内容を含む。

- 第 I 欄 国際予備審査報告の基礎
- 第 II 欄 優先権
- 第 III 欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての国際予備審査報告の不作成
- 第 IV 欄 発明の単一性の欠如
- 第 V 欄 PCT 35 条 (2) に規定する新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解、それを裏付けるための文献及び説明
- 第 VI 欄 ある種の引用文献
- 第 VII 欄 国際出願の不備
- 第 VIII 欄 国際出願に対する意見

国際予備審査の請求書を受理した日 21.01.2005	国際予備審査報告を作成した日 15.08.2005	
名称及びあて先 日本国特許庁 (IPEA/JP) 郵便番号 100-8915 東京都千代田区霞が関三丁目 4 番 3 号	特許庁審査官 (権限のある職員) 田口 傑	3 F 3 2 1 9
	電話番号 03-3581-1101 内線 3351	

第I欄 報告の基礎

1. この国際予備審査報告は、下記に示す場合を除くほか、国際出願の言語を基礎とした。

この報告は、_____ 語による翻訳文を基礎とした。
それは、次の目的で提出された翻訳文の言語である。

- PCT規則12.3及び23.1(b)にいう国際調査
- PCT規則12.4にいう国際公開
- PCT規則55.2又は55.3にいう国際予備審査

2. この報告は下記の出願書類を基礎とした。(法第6条(PCT14条)の規定に基づく命令に回答するために提出された差替え用紙は、この報告において「出願時」とし、この報告に添付していない。)

出願時の国際出願書類

明細書

第 _____ ページ、出願時に提出されたもの
 第 _____ ページ*、 _____ 付けで国際予備審査機関が受理したもの
 第 _____ ページ*、 _____ 付けで国際予備審査機関が受理したもの

請求の範囲

第 _____ 項、出願時に提出されたもの
 第 _____ 項*、PCT19条の規定に基づき補正されたもの
 第 _____ 項*、 _____ 付けで国際予備審査機関が受理したもの
 第 _____ 項*、 _____ 付けで国際予備審査機関が受理したもの

図面

第 _____ ページ/図、出願時に提出されたもの
 第 _____ ページ/図*、 _____ 付けで国際予備審査機関が受理したもの
 第 _____ ページ/図*、 _____ 付けで国際予備審査機関が受理したもの

配列表又は関連するテーブル

配列表に関する補充欄を参照すること。

3. 補正により、下記の書類が削除された。

- 明細書 第 _____ ページ
- 請求の範囲 第 _____ 項
- 図面 第 _____ ページ/図
- 配列表(具体的に記載すること) _____
- 配列表に関連するテーブル(具体的に記載すること) _____

4. この報告は、補充欄に示したように、この報告に添付されかつ以下に示した補正が出願時における開示の範囲を超えてされたものと認められるので、その補正がされなかったものとして作成した。(PCT規則70.2(c))

- 明細書 第 _____ ページ
- 請求の範囲 第 _____ 項
- 図面 第 _____ ページ/図
- 配列表(具体的に記載すること) _____
- 配列表に関連するテーブル(具体的に記載すること) _____

* 4. に該当する場合、その用紙に "superseded" と記入されることがある。

第V欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての法第12条(PCT35条(2))に定める見解、
それを裏付ける文献及び説明

1. 見解

新規性 (N)	請求の範囲	1-19	有
	請求の範囲		無
進歩性 (IS)	請求の範囲		有
	請求の範囲	1-19	無
産業上の利用可能性 (IA)	請求の範囲	1-19	有
	請求の範囲		無

2. 文献及び説明 (PCT規則 70.7)

- 文献1: JP 2001-34194 A (株式会社リコー),
2001.02.09
- 文献2: JP 8-108129 A (栃澤 郁夫), 1996.04.30
- 文献3: JP 2000-317355 A (日本パーカライジング株式会社),
2000.11.21
- 文献4: JP 56-105770 A (岩田塗装機工業株式会社),
1981.08.22
- 文献5: JP 55-116465 A (インゲマール・ローフ),
1980.09.08
- 文献6: JP 5-192619 A (昭和アルミニウム株式会社),
1993.08.03

請求の範囲1, 2, 4に係る発明は、国際調査報告で引用された上記文献1 (第3欄第7-9行, 第6欄第43行-第7欄第8行) により進歩性を有しない。文献1に記載された、ノズルを被散布体の鉛直上方への射影面外に設置したスパーサ散布装置を、文献1の従来技術の欄にも記載されているように、スパーサを粉体の状態で散布するものとするのは、当業者にとって容易である。

請求の範囲3, 5, 8-10, 16-19に係る発明は、文献1と、国際調査報告で引用された上記文献2とにより進歩性を有しない。文献2に記載されたノズルと被散布面との関係を、文献1の装置に適用することは、当業者にとって容易である。

請求の範囲6, 7に係る発明は、文献1と、国際調査報告で引用された上記文献3とにより進歩性を有しない。文献3に記載されたノズルと被散布面との関係を、文献1の装置に適用することは、当業者にとって容易である。

第Ⅷ欄 国際出願に対する意見

請求の範囲、明細書及び図面の明瞭性又は請求の範囲の明細書による十分な裏付についての意見を次に示す。

請求の範囲 9, 10 の記載は明瞭でない。

請求の範囲 9, 10 に「前記略水平に配置されている前記被散布体の表面に… (中略) …請求項 3～7 のいずれか 1 項に記載の」との記載があるが、請求の範囲 4, 5, 7 において、被散布体は水平に配置されてはいない。

補充欄

いずれかの欄の大きさが足りない場合

第 V 欄の続き

請求の範囲 11, 12 に係る発明は、文献 1, 文献 2 及び、国際調査報告で引用された上記文献 4 により進歩性を有しない。文献 4 に記載された気流供給手段を、文献 1 の装置に適用することは、当業にとって容易である。

請求の範囲 13-15 に係る発明は、文献 1, 文献 2, 国際調査報告で引用された上記文献 5 及び文献 6 により進歩性を有しない。文献 5, 文献 6 に記載された、被散布体の射影面外の対向する 2 つの略垂直面にノズルを配置する点を、文献 1 の装置に適用することは、当業者にとって容易である。